

# 中川恵美里 後援会 会則

## 第1章 総則

第1条 本会は中川恵美里後援会と称する

## 第2章 目的及び活動

第2条 本会は中川恵美里氏の音楽活動を支援することを目的とする。

第3条 第2条の目的を達成するために会員に向け、活動に関する情報提供、リサイタルやコンサートの告知、その他の支援活動に関する活動を行う。

## 第3章 会員

第4条 この会の会員は、本会の主旨に賛同した個人又は企業で、かつ入会を希望した者とする。

第5条 この会に入会する者は、以下の年会費を納入し会員の資格を有する。  
【法人会員 ¥10,000/1口 個人会員 ¥3,000/1口】

## 第4章 役員

第6条 この会には以下の役員を置くこととする。

・顧問 ・代表世話人 ・世話人 ・監事

定員については、幹事会で決定する。

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

第8条 役員選任は、幹事会において選任する。

## 第5章 幹事会

第9条 幹事会は代表世話人、世話人、監事、事務局をもって構成し、会務の執行に必要なすべての事項を審議し決定する。

## 第6章 会計

第10条 この会の経費は、会費、寄付金、その他の臨時の会費をもって充てる。また、会計年度は毎年4月1日より、翌年の3月31日までとする。

## 第7章 退会

第11条 会員の申し出により、いつでも退会を妨げない。また、会計年度内にその年度の会費の納入がない場合は、会員の資格を自然消滅したものとする。

## 第8章 事務局

第12条 この会の事務局は以下の住所に置く

861-2102 熊本県熊本市沼山津 2-8-55-406 エグシェル・ジャパン内  
中川恵美里 後援会事務局